

Title	法曹を志す学生諸君へ：新入生への祝意を込めて
Sub Title	
Author	島田, 仁郎(Shimada, Niro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.14 (2009. 9) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	LS入学記念講演会
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090925-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090925-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 法曹を志す学生諸君へ

——新入生への祝意を込めて——

島田 仁 郎

司会 これより平成21年度法務研究科入学記念講演会を開催いたします。初めに法務研究科委員長豊泉先生よりご挨拶をお願いいたします。

豊泉 豊泉でございます。このたび慶應義塾大学大学院法務研究科に入学されました皆さん、入学おめでとうでございます。心からのお祝いを申し上げます。皆さんは、これから2年間あるいは3年間、この三田の山においてロースクール生としての生活を送ることになるかと思えます。この2年ないし3年のロースクール生としての学生生活が、実りあるものであることを期待いたしますし、私ども教職員は、皆さんが実りある学生生活を送ってほしいということで、一生懸命そのための努力をすることをお誓い申し上げたいとまず申し上げます。

ところで、最近ご存じのように法務研究科に関しましては、いろいろ世間で批判等がございます。新しい制度は必ず、不可避に、幾つかの欠点が指摘されるのでございます。ただ、それらはその都度、より正しい形に改正、是正していけば足りることでもあります。最も必要なことは、この新しい法曹養成制度というものが優れた法曹を養成しようとして作り上げた制度だということでございます。ですから、法務研究科、そして、そこに入学された皆さんに課せられたものは、この優れた法曹になるための努力だろうと思えます。

優れた法曹とは何なのか。簡単に申し上げることは難しいと思えます。ただ

一つは、少なくとも優れた法律能力を養成する。それが一面でございましょう。だけど、法律実務家になることは、ただ単に法律能力に優れているだけではなくて、人の痛みを自らの痛みとし、人の憤りを自らの憤りとできる人間的なものを持ちながら、しかし、情に流されず、それを理性で包み込む形で、適正な解決に導くためにどうしたらいいかという人間性の涵養が必要だろうと思います。もちろんそれは、慶應義塾ロースクールの2年や3年で完成するものではない。その後のさらに長い法曹人生の中で、完成することがないと知りながら、遅々としてそれに向かって努力する。それしか方法はないのです。ただ、慶應義塾ロースクールが、もし皆さんに誇れるところがあるとするならば、それにふさわしい雰囲気や教師との語りの中で、仲間同士の話し合いの中に、この二つともその第一歩を進めるにふさわしい雰囲気を慶應義塾ロースクールは持っていることを、あらかじめ皆さんにお伝えできるだろうと思います。

ところで、慶應義塾の今までの実績からいえば、この慶應義塾ロースクールに入った人たちの相当部分が、将来法曹としての道を歩むことになるわけがあります。そうして見るならば、今から数十年経って振り返ったとき、今日のこの日は皆さんが法曹になる第一歩を踏み出した日、そういう記念すべき日であろうと感じるわけであります。そういう記念すべき日であるならば、皆さんにぜひそれにふさわしいお話をということで、本日島田先生をお招きして、「法曹を志す学生諸君へ—新入生への祝意を込めて—」というご講演をお願いしたわけであります。

島田先生のご経歴を、簡単に申し上げますと、昭和39年に判事補に任官されて、そして、昨年の11月最高裁判所長官をお辞めになるまで、実に40年以上にわたって裁判官、主として刑事裁判官の道を歩まれた先生であります。この40年以上、約半世紀にわたる法律家としての大先輩が皆さんに対して、これからスタートする法律家の卵に対して、長い経験に基いた貴重なお話をしていただけだろう。そう期待して、今日わざわざお時間をちょうだいしたわけであります。今から約1時間半、先生から「法曹を志す学生諸君へ」というお話をさせていただきますので、皆さんにとって有益なお話になると思いますので、ぜひ

清聴していただければと思います。私からのお話は以上です。どうもおめでとうございました。(拍手)

司会 それでは、島田先生、ご講演をお願いいたします。

島田 ただいまご紹介いただきました島田でございます。まず法科大学院に入られた新入生の皆さんには、本日誠におめでとうございます。心からお慶び申し上げます。諸君がこれから学ぶ大学が慶應義塾大学の法科大学院である。そういうことで誠におめでたいと思いますし、それからまた諸君が法曹を志して法科大学院に入ったということ、これについても大変おめでたいということで、私は二重におめでとうと申し上げたいのであります。

なぜ二重におめでたいと申し上げるのかということにつきましては、あらかじめレジュメを皆さんにお配りしてあると思いますけれども、そのレジュメの順序に従いまして、まず、慶應義塾大学と私との関係で、私がこの本学に対して抱いているところの気持ちを述べたい。それから、今なぜこの時代に法曹を志すか、そのことの意義についてお話ししたいと思います。レジュメの順序に従いまして、その次には、今後学んでいく上でどうしたらいいか、先輩として若干のアドバイスをさせていただき、最後には、せっかくこうしてめでたく出発したのであるからして、最後にもぜひ立派な法曹に大成することによって、さらにめでたくなっていただきたいという願いを込めて、法曹の理想像について私なりの思いをお話しさせていただこうと思います。本日法科大学院の新入生だけではなくて、在校生諸君も多数いらっしゃるようでございますが、これから私が申し上げますことは、すべての在校生諸君にも通ずることでございますので、そのつもりでお聞きいただきたいと思います。

## 慶應義塾大学と私

まず慶應義塾大学に入学したことがなぜおめでたいか。それはまず諸君の頭に来るのは、この大学こそ伝統ある天下に名高い大学である。先生方もよい先生がそろっているし、司法試験に受かる数も多ければ、合格率もいいことがまず頭に来ると思います。もちろん、それがまず第一にあるわけでありませ

ども、私がここで特に申し上げたいのは、それに加えて私の慶応に対する個人的な気持ちとして、かねてからこの大学に対し親近感と敬意の念を抱いてきたからでございます。

なぜかと申しますと、まず親近感のほうについて申しますと、私の司法研修所の同期、同クラスの親友が慶応卒でございまして、今は民事専門の弁護士をされておりますけれども、当時刑事法の大家でありました青柳文雄先生、これは皆さん大きな刑法の書物も書いておられるので、目にした方もあると思いますが、青柳文雄先生、この教授の門下生であったことから、この親友に誘われて青柳先生にご紹介いただき、そして、青柳先生からいろいろなお話を伺いにここへ参ったこともございました。

また、裁判所におきましては、誰がどこの大学の卒かというようなこと、あまりお互いに話し合わない、知らないので、どの方が慶応卒かは全部つぶさに知っているわけじゃございませんけれども、たまたま私がこの人は慶応卒だと分かってる方を見ますと、皆さん非常に明朗闊達な誠実な気持ちのいい方々、レディース・アンド・ジェントルマンですが、まさにそういう慶応ボーイ、慶応ガール、そういう方々が多数おりまして、これまで親しくお付き合いいただいてまいりました。ですから、慶応大学というと、何か親近感を抱くところがある。

また、敬意の念を抱いてきたことを申しますと、私はここの以前塾長をしておられた、皆さんよくご存じだと思いますけれども、小泉信三先生という方がおられる。この方は、昭和8年から昭和22年まで慶應義塾大学の塾長をしておられた方ではありますが、この小泉信三先生の大ファンでありまして、心から敬愛しておるわけでありまして。また、小泉先生の著書を通じまして、ここの創始者である福澤諭吉、これはもう歴史上の人物でございますので、福澤先生というより呼び捨てで福澤諭吉と呼ばせていただきますけれども、そのお二人のことを尊敬しております。慶應義塾大学は、まさにこのお二人の志が以来綿々と引き継がれてきた立派な大学であると思っているからであります。

このお二人の先生のことについて、若干、私、敷衍してお話したいと思

ますけれども、皆さんも私よりよくご承知の方も多いと思いますけれど、私自身は、実は大学時代には、このお二方の名前を知っていても、まだ著書をろくに読んでいないような状況でございました。もちろん福澤諭吉の著書は、あまりにも有名でありますので、『学問のすすめ』とか何か、何冊か購入もしていましたけれども、読み流しただけで、一通り読んでも熱心には読んでいなかったような状況でした。それがちょうど私が裁判官に任官しました昭和39年ですけど、そのときに最高裁判所が主催しました法の日の記念式典に小泉信三先生が招かれました。そして、そのときに小泉信三先生が「法と法廷の尊重」というテーマで講演をされたのであります。

私は、そのときにまだペーパーの若造でございまして、その記念式典に入って直接拝聴することもできませんで、後でそれが論文として雑誌に掲載されたのを読ませていただいたのであります。その内容は、自分の主張が通らなると法廷であれこれと騒ぎまくる状況が当時かなり多かったのであります。そういった状況について、また当時いわゆるジャーナリズム、進歩的な文化人とかジャーナリズムは訳知り顔に無責任にそういう連中を擁護する世相があったわけですけども、小泉信三先生はそういう当時の世相を厳しくいさめまして、「裁判の公平と厳正を守るために何よりも大切なのは、裁判の独立である。」ということを切々と説いたものでございます。

その中に、小泉先生が若いころ英国へ行って、ケンブリッジ大学で見ると、大学の各カレッジの建物の中央に美しい芝生の中庭がある。その中庭を学生はもとよりそれを踏むことは許されない。ところが、大学の教授たちは平気でその芝生をよぎって、近道をして歩くことが許されている。それを見ながら大勢の学生たちは、絶対にそこを芝生には入らず、どんなに急ぐときでも走って迂回して回る。そういう不文律があり、それが堅く守られている。こういうふうにおのずからルールが守られる遵法精神はどこから来るんだろうと考えると、それは英国の深い歴史的な淵源があるんだろう。英国民が専制君主と闘って、議会政治を勝ち得た。その闘って勝ち得た議会政治の下に制定された法律は、これは国王とか端から強制されて与えられた法律ではない。自分たち

自らが己に向かって課したルールである。ですから、英国人の思想の根底には、己が自ら作ったものを自ら重んずるという故に、自分の定めた法律であるから重んずるのは当たり前である。彼らの遵法精神は、彼らが自分たち自身を重んずる。いわゆる自尊の精神ですね。自らを尊敬する自尊の精神にあるというくだりがございます。これを小泉先生一流の非常に簡潔で分かりやすく、かつ、格調高い文章で書かれておりまして、これを私読みまして、大変感銘を受けたのでございました。

その後、次々と小泉先生の著作を追い求めまして、経済学に関する論文がかなりあるんですけど、これは自分はどうも経済音痴で難しくてよく分かんなかったから、それは除いて。しかし、それ以外の論説、随想、書簡集、こういうものは目に付く限り読ませていただきました。また、ご自身の日常生活、それから、戦争で失ったご長男のことをお書きになったものもございまして、非常に感銘深く読ませていただきましたし、それから、ご承知の方もあられると思いますが、小泉信三先生の二人のお嬢さんが、お父さまのことを懐かしんで、いろいろと父親との交流を書いたものもございまして。そういったものを読ませていただくと、実にヒューマニズムにあふれた正義感と人情に富んだ人となりが出ておりまして、もう小泉先生の大ファンになったのであります。

また、ちなみに申しますと、小泉先生はご自分では、「法学について全く素養を欠くものだ。」というふうに謙遜しておっしゃっていますが、どうして、どうして、裁判のことや法の精神について書かれたものも多くございまして、私が任官後しばらくして英国留学を命じられましたが、その際に英国のことについて最も参考になりましたのは、英米法学者の論文ではなくて小泉先生が英国の裁判や英国人の法意識について書かれたものであります。そういうわけで、この小泉先生の書かれたものをいろいろ読ませていただいたのですが、その著作を通じて小泉先生が福澤諭吉を心から敬愛していることを知ったもので、あらためて『福翁自伝』、それから『学問のすすめ』、そういった福澤諭吉の著書をもう一回読み直してみたのでありますが、これをやはり十分味わいながらじっくりと読みますと、いや、なるほど、福澤諭吉は偉い人ですなど。

いかに傑出した大人物であるなということがつくづく分かってまいりました。

で、皆さん、いらっしゃった方もいると思いますが、先月国立博物館で福澤論吉展が開催されております。いらっしゃった方は、ちょっと手を挙げてみてください。結構おられますね。私もあそこへ行って、また見てまいったんですけども、あらためて彼が本当に偉大であったなということを認識してまいりました。例えば、当時福澤論吉の時代は、封建制度の色彩が非常に濃厚に残っていた時代でありますけれども、そのときにすでに堂々と「封建制度は、親の敵でござる。」と天下に向かって宣言したと。あの当時まだほんとに男尊女卑、男がいばり腐ったような時代であったんだけど、いち早く男女平等を唱えた。例えば、夫婦別姓の問題なんかは、もう最近唱えられて久しいのに、いまだに法律になりかかってならないで、反対が出て、相変わらずまだ夫婦別姓になってないような状況なんでありますけども、これをもういち早くその時代に福澤論吉は彼独特のアイデアを唱えまして「結婚したらば、夫と妻の姓を半分ずつに分けてくっつけたらいいじゃないか。」と。で、独立の姓を作ればいい。新しく。そういうような案を出しておるのですから、全く時代を超越して、先見の明たるや驚くべしといわざるを得ない。

で、その福澤論吉が1858年23歳の若さで、日本の将来を支える人材を世に送り出そうということで、独立自尊の精神を唱えまして蘭学塾を開いた。その蘭学塾がもとになり、10年後にこの慶應義塾大学になってまいったわけでございますので、福澤論吉が大きな志を持って塾を開いてから、今年がすでに150年を迎えたわけであります。その間に先ほど申し上げた小泉信三先生含む何代もの塾長、そして、教授の方々が連綿と志を引き継いで、伝統を守り、発展させてきたことを思いますと、この大学に対しては、おのずから私は敬意の念がわいて来るわけでございます。ですから、私はこのたびこの本学で諸君に講演をする機会を与えられたことは、誠にうれしいことでございます。また、諸君がこの伝統ある慶應義塾で学ぶことは、誠におめでたいことであると思ったわけでございます。

## 今この時代に法曹を志すことの意義

今なぜ法曹を志して法科大学院に入ったことがめでたいことであるかと申しますと、昨今これは政界も財界も官界も、すべてが混迷を極め、甚だ頼りない状況で、国民からは不信の念を突き付けられているありさまであります。その中であって一人健在なのが司法界。国民から信頼と期待の念を司法界に寄せられているといっても過言ではないかと思えます。これは、幸いにして司法界が国民から信頼していただいておりますのは、ひとえにこれまで我が国の司法を担ってきた先輩法曹たち、これは裁判官、検察官、弁護士、学者、皆さん含めて先輩の法曹たちがやはり清廉潔白、誠心誠意、おのおののなすべき務めに全力を挙げて尽くしてきたおかげでありますので、私たち後輩の法曹はその余恵に預かっていることに心から感謝しております。それとともに、せっかく得てきたこの信頼をいささかでも今後損なうことないように、これからも全力を尽くしていかなければいけないと自戒しているところでございます。

一方、国民の期待とニーズがますます膨らんできました。これはなぜかと申しますと、我が国ではもともと人と人の間のいわば信頼の原則というようなものがあって、お互いに腹と腹を突き合わせて約束を交わせば、それを守るのは当然だと。だから、いちいち証書など取り交わす必要もないよ。あるいは、証書を仮に作るとしても、ごく大ざっぱなことを書いとけばいいさという雰囲気支配的でした。それから、また、いったんめ事が起きた場合でも、それはどちらかといえば、立場の弱いほうが泣き寝入りする。あるいは、村の長、長老とか、地元の有力者が出てきて、丸く収めるという風習が支配的でありました。

しかしながら、昨今では、一つには人々の間に権利意識が浸透してきたせいもあります。また、一つには、世の中何かと世知辛くなってきたせいもあって、お互い同士が信頼し合っていればいいじゃないかということではございませんで、やはり後々紛争になることを想定しまして、事細かに書面によって契約書を作成しておかなきゃいけないぞ。そうしてもめ事が起きれば、万事きちっと裁判所に行って、法に則って裁いてもらおうじゃないかというような全体的に

シビアな世の中に変わってきたことがあると思います。その傾向に拍車をかけてるのがグローバル化の波でありまして、外国に対しては「昔から日本はこういうお国柄ですから」ということは通用しないわけですから、やはり外国とやっていく以上は、きちっと書面で何事も契約していかなければいけないぞというふうに変わってまいります。さらにいえば、我が国の社会構造が、以前はいわば行政主導型、いわゆる護送船団方式でやっていましたが、それが多くの分野で規制緩和されまして、官から民への移行も始まり自由競争の世界になってきましたから、これまでは事前の規制が働いていましたが、今後はすべて事後規制に移行するようになってまいりました。

そうすると、必然的に司法の出番はますます多くなってきております。さらにいえば、その根っこのところには、最近人々の考え方、価値観はますます多様化してきました。それぞれが違う価値観を持った人同士ですと、お互いの話し合い同士で、なあなあでうまく物事が解決しないのは当然でございまして、やはりぶつかり合えば裁判所に行って、法律に従って黑白を付けてもらう以外ないことになります。こういうもろもろの世の動き、世の傾向を背景といたしまして、司法に対する世の期待とニーズは、必然的にますます膨らんできたわけであります。

それで、増大するニーズに応えるためにどうしたらいいかということで始められたのが司法制度改革でありまして、平成11年に司法制度改革審議会が立ち上げられ、13年にはその意見書が提出され、その線に従って各種の改革がなされてまいりました。これももうご承知の方、多いと思いますし、簡単に申しませんが、制度改革は三本の柱がある。一つは「国民の期待に応える司法制度の構築」、これは制度的基盤の整備であります。二つ目には「司法制度を支える法曹のあり方」、これが人的基盤の拡充。三つ目が「国民的基盤の確立」で、これは国民の司法参加。裁判員制度ですね。その三つです。差し当たり諸君に関係が深いのは、この二番目の人的基盤の拡充で、この観点から法科大学院が設置され、そして、司法試験の合格者も大幅に増加されることになりました。

このあたりのことについては、諸君もよくご承知のところと思いますが、当

時、以前は司法試験合格率数%という狭き門でありまして、それに通るためには法学部の勉強だけでは十分でない。予備校における受験勉強が必須のようになってきちゃって、そのために試験勉強、試験勉強で、学生も正解思考が強くなり、マニュアルに頼り、基本書、体系書を読まなくなり、その結果どうかというと、自分の頭で考える力が弱くなったという弊害が目に見えてきた。で、「それじゃあいかん。法科大学院を立ち上げよう。」ということになったわけで、法曹の質を高めるために法学教育と司法試験と司法修習、その三つを有機的に連関させたプロセスとしての法曹養成制度を構築しよう。その中核に法科大学院を置こうということで設置されたわけでありまして。同時に、法曹人口を増やすために合格者の人数も少しずつ増やして行って、やがては3,000名までしようというようなことになった。

しかし、私が思うには、制度のよしあしを決定するのは、結局その制度を担う人次第。制度がどんなによくても、それを動かす人がよくなければ、本来の機能は発揮できません。まさに制度を生かすも殺すも人次第である。司法制度の中核をなす裁判についても全く同じですから、裁判に携わる裁判官と検察官と弁護士、これに人を得なければ、決してよい裁判はできません。だから、人の大切さを唱えるものとして、よく引用されておりますのが、法社会学の学者として著名なロスコー・パウンドという人がおられますが、このロスコー・パウンドが、「法の歴史は裁判の歴史であるとよく人は言うけれど、そうではない。法の歴史は、その裁判を担ってきた人の歴史である。法曹の歴史こそが法の歴史である。」と申しております。同じくよく引用されるものとしては、ニュージャージー州の最高裁長官でありましたバンダービルトという人がいまして、この人は「一国の司法制度の水準は、その国で働く法曹の平均水準で決まる。だから、司法制度をよくする最善の道は、法曹の平均水準を上げることだ。」と申しております。

で、私は、自分自身の長年の経験からも、このことを痛感してきております。私の尊敬する民事訴訟法の三ヶ月先生は、法曹人口の増加を唱えるために、このバンダービルトの言葉を若干変えて、「法曹の質と量を掛け合わせた相乗積

による。」とおっしゃってもおりますけれど、しかし、私は自分の経験上、やはり質は量よりもはるかにウエイトの重いものだと感じております。もちろん量も大切ではありますけれども、元よりそれは質が確保されてからの話であって、私は法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度によって、従来にも増して質の高い法曹が生まれることを大いに期待しております。

先ほど豊泉委員長からもお話がありましたが、諸君のうち、なるべく多くの方が司法試験に合格していただきたいのはもとより、司法試験に合格したら、合格すればいいというんじゃなくて、その後一生を通じ法曹として、ぜひ質の高い立派な法曹に成長して行って、我が国の司法制度の水準を皆さんの力で一層高めていただきたいと思っております。そういうわけで、この改革が、司法界に優れた人材を多数育成する必要性が今やかつてなかったほど高まっていることを物語ってるわけでありますから、したがって、そういう時代に諸君が法曹を目指して法科大学院を歩み始めたことで、これはまさに時代の要請に応えるものであります。したがって、諸君としても大変に励みがいのあることであり、それを思うと誠におめでたいことで、重ね重ねおめでとうと申し上げたわけであります。

## 若干のアドバイス

次に若干のアドバイスで、これは私が申すような立場でもないかもしれませんが、しかし、法曹を志して法科大学院に入学したので、ぜひとも司法試験に合格していただきたいと思っております。なかなか厳しい状況にあるわけですから、先ほど申しましたように、人の勉強は一生続けていくものであるけれども、しかし、試験の関係でいえば、これは時間に制約があり、受験する機会も三回と限定されておりますので、やはりできる限り効率よく勉強することは当面の課題だと思っておりますので、若干のアドバイスということで気の付いた点を申しますと、まずは将来法曹として活躍しようという志を心に強く抱くこと、これは肝心だと思っております。「意あるところに道あり。」と申しますが、全くそのとおりでありまして、強くそれを願うことにより、たいいていのことは実現

できるものであります。強く意欲することで、そのためならばどんなでも努力しようという気持ちもおのずからわいてくる。積極的・意欲的に勉学に励むことになりますから、効率は倍にも3倍にもなります。

で、まず志を強く抱いて勉学に励むとして、どうしたら効率よくよい結果が出せるかということになりますと、まず諸君が頭に置いといていただきたいのは、法律の勉強は記憶ではないと。記憶することではなくて、理解することだと心に銘記しておいていただきたい。だから、条文をすべて暗記して、自分が六法全書みたいになっても仕方ないんですね。それから、判例をすべて覚えて「自分が判例集だよ。」というようになってみても、これまた仕方がない。法律や判例について、それは基本的な知識が必要であるのは言うまでもございませぬけれども、単に知っている、単に記憶しているのでは、それは知識とは言えませぬ。法律がどうしてそのように定めているのか。その法律の趣旨を理解する。また、判例がどうしてそんな判断をしたのか。その理由を理解して、そして、それを自分のものとして十分に消化することが肝心であります。納得の行くまで十分に消化すれば、それをいろんな問題に应用することができるようになります。で、本当の意味での知識となるわけでございます。ですから、法律や判例の趣旨や理由を十分に考えて、納得の行くまで自分で理解する。それにはどうしたらいいかという、やっぱり法的な思考能力、いわゆるリーガルマインドと呼ばれるものを涵養することが大切なんだろうと思います。

私、司法研修所の所長であったときに、その当時の教官方からよく言われましたのが、「最近の修習生は教えられたことは素直に覚えるけれど、うのみにするだけだ。それがどうしてそうなるかということまで考えないで、すぐ正解求めて、それだけ覚えようとするので、応用力が利かない。」と申しておりました。それは以前のこの司法試験の弊害であって、それではいけないんですね。もっと自分の頭で考えて、足腰の強い応用力の利く者を育てなきゃいけないし、そうならなきゃいけない。そのために法科大学院が立ち上げられたのでありますから、今後は新しい司法試験、新司法試験もご承知のように事例問題中心になってきている。これはやはり基本をいかに理解しているか。そして、それを

応用する力がどれだけあるか。そこを試験するのが新司法試験でありますから。ですから、この教科書に書いてあること、教室で教えられたことをうのみで、うのみにしてひたすら覚えることではなくて、やはりそれを自分の頭で十分納得するまで考えて、そしゃくしていくことが非常に大切であります。

そのリーガルマインドといいますのも、これは一口でどういうもんかという、いろんな言い方があって、一口に言えないもんでありますけど、私がここで言ってるのは、対象となってる事件が与えられた場合に、その事件の問題点は何であるかということを見いだす。それを法律家としての目で分析して、そして、究極のところ正義と公平の観点からバランスよい結論を出す。しかも、そのバランスよい結論を出したらば、人に説得力を持って、それを説明する。その説明ができる能力。それをいわゆるリーガルマインドと呼びたいわけです。

ですから、そういうことを養うためには、やはり例えば、教科書の責任主義だとか、法的安定性と具体的安定性といったような基本的な理念が出てきた場合に、そのことについて自分の得心の行くまで考え抜いて、自分のものとして理解することが大切である。それにはどうしたらと言えば、やはり基本的な体系書から始めて、まず我々のところでいうと、民法は我妻栄先生の民法、刑法は団藤重光先生の刑法とかいってましたが、こういう基本的な体系書を熟読玩味することは大切だと思います。

それから、基本的な判例も十分に読み込むこと。判例を読む際には、結論をまず見るのではなくて、まずはその判例の事案の内容をよく読んで、そして、事案の内容をよく読んだらば、結論を見る前に自分ならばどのような判断をするかを考えまして、そして、そのヒントとなる参考文献とかも当たる。それから、以前の判例にも当たり、その上でこの判例の結論はどういう結論を出したかなという目で当たっていくことになりまして、その判例が自分のものとして身に付きやすい。理解が一層深くなります。

ですから、ちょっと先に結論を読んで覚えちゃったほうが早いやと。時間的にそのほうが経済的で効率いいと思えるかもしれませんが、そうじゃないんですね。実は、迂遠のようでいても、そうやって一つの判例を理解するには最高

裁の判例があったときに、最高裁の判例ですと、調査官の解説が非常にいい参考資料であります。その調査官の解説を読む際には、まず順序として判例の事案を一通り読んだらば、すぐに解説部分に入らずに、その事案によって自分ならば争点は何で、それについてどういう判断をするかなと考え、そして、自分だけで考えがまとまらない場合にはその参考文献まで当たったりして、自分の基本書で参考となるところを読んで、その上で結論を一応自分なりに出してみたら解説を読んで、「ああ、最高裁として、こういう結論出したな。」というふうに読んでいくと、非常に一つ一つの判例が身に付くように思います。そういう勉強の仕方がいいのではないかと思うわけでありませう。

例えば、皆さん非常に熱心で、講義だけでは足りなくて、先生を引き留めて質問をするのも結構でありますけれども、これもただ質問して分かる、本を読めば分かるようなことを先生に質問したって始まらないわけでありませうね。そんなものは、もう本を読めばそれでよい。自分の頭で考え抜いて、本を読んで、判例を読んでも、なおかつよく分からん。あるいは、自分はこう思う。しかし、判例や通説はこうだと。自分が結論出した上で「どうなんでしょうか？」というような形で質問が出せるようになりますならば、それはもう勉強の効果が一段と上がると思います。そういうわけで、限られた時間で成果を上げようというためには、もうまず結論を見たり、正解志向はやめて、自分の頭で納得行くまで基礎から考え抜くことが一番肝心であり、そのほうが結局は早道であると思います。

## 法曹の理想像

最後にこれも先ほど豊泉委員長から極めて簡にして要を得たお話がありましたので、私がもう言うまでもないですけれども、立派な法曹。これは、どのような人のことを立派な法曹と指すのか。これも一口に言えず、各人各様の思いがあります。ですから、万人が認める正解が「これ」というようなことはないと思いますが、皆さんそれぞれが自分としてはどのような法曹になろうかという理想の姿を、自分の頭で考えて、自分の胸で思って、各人の夢をはぐくん

てください。その夢に向かって努力し続けていくことが大切だろうと思いますが、私がこれまで若い諸君に対して私の願いとして強調して申し上げてきましたことは、豊かな人間性を持って、謙虚で誠実で人の心の痛みが分かる法曹になっていただきたいということでもあります。

先ほど豊泉委員長が言われたのと、全くこの点は共通なんではありますが、法曹の仕事の対象は、何と云って人の社会生活における営みであります。刑事裁判、家庭裁判所関係はもとよりでございますが、民事の裁判でも、言ってみれば人の営みの中で健全であれば裁判所へ来ないんで、人の営みの中のいわば病理現象が対象であり、そして、その背景には人の悲しみや苦しみや嘆きや恨みやそういったものがたくさん込められてるわけなんです。で、最後には法曹は法律に従って厳正公平な結論を出すべきでありますけれども、同じ結論を出すにあたって、当事者の気持ちにお構いなく、ただ理屈で結論を出すのと、それから当事者の話をよく聞いた上で、その心の痛みを分かった上で「結論はこうなるよ。」と言って出すのでは大違いなんですね。

法曹にとって見れば、たくさん扱う事件の一つに過ぎないということで、ついつい一件一件についてマンネリに陥りがちであります。当事者の言葉も受け流すようなことになりかねませんが、当事者にとって見れば、それは自分にとって一生に一度の大事件でありまして、全身全霊を込めて訴えてくるわけありますから、そういう当事者から見ると、裁判官、あるいは、弁護士とか検察官がどれだけ自分の訴えていること、自分の言っていることを真剣に聞いているか。自分の気持ちが分かってくれたかということは、もうすぐ手に取るように分かるわけですね。当事者にとってみれば、自分の言葉に耳を傾けて気持ちよく分かってくれたと思えれば、どんなにうれしいことか。反対に、どんなに訴えても聞き流されているよというようなことになると、悔しく思うし落胆するし、ひいていえば、しょせん裁判官や検察官、弁護士とはこんなものなのかと、法曹全体に対する不信感を招くことにもなりかねません。ですから、一件一件を誠実に対応して、労を惜しまずに当事者の言葉に耳を傾けることが大切であります。できる限り相手の身になって聞くことが大切でございます。

法曹が当事者に向き合うときに、やはり社会的な立場でいえば、圧倒的に法曹のほうが優位な立場にあるわけで、ついつい相手を見下すような態度に出てしまう恐れもごさいます。で、「自分ならそうしないよ。」とか、「こうしたらいいだろう。」とか、安易に批判的なことを考えたり言ったりしがちでありますけれども、それはとんでもない思い上がりだということを絶えず自分で自戒する必要があると思います。社会的に優位な立場にあるといっても、それはたまたま自分が恵まれた環境にあったからであって、相手と同じ不遇な立場にあったならば、自分も同じようにしてたかもしれない。もっとも悪くなっていたかもしれないということに思いを巡らすことが大切であります。

ですから、立派な法曹となるためには、まず法的思考能力を涵養すること、これは必須であります。それとともに何よりも肝心なのは、人間を磨くこと。人の悩みや苦しみを理解して、これに共感できる深い洞察力と豊かな感性を持つ。謙虚で温かい心を持った人間。そういうものが法曹の一つの理想像だというふうに思います。人間は「このような人間になりましょう」と努力したって、たやすくそのようになれるものじゃなくて、しかし、いつもいつもそのようになろうと心掛けていけば、おのずから少しずつそういう人間に近づいていけるんだらうと思いますね。

私は裁判官に任官して、初めて配属された部の部長が、江里口清雄さんという方で、後に最高裁判事になられた方ですけれども、実に懐かしい方で、人間性豊かな温かい心を持った素晴らしい方でした。私は、初任のときにこの部長の左陪席として裁判に入れたことがほんとに幸せだったなと思っておりますが、任官した当初の左陪席当時のことを、今でもつい昨日のように懐かしく思い出しております。私は、この部長のようになりたいなと思いつけて長年勤務してまいりましたけれども、定年を迎えて、ついにその足元にも及ばないという感を深くいたしております。

あと私が裁判官になって、つくづく幸せだったと思いますのは、この部長を初めとして、その後に出会った何人もの方々、心から敬愛できる先輩や同僚、後輩との出会いに大変恵まれました。これは裁判官の世界に限りません。検察

官や弁護士、あるいは、学者の世界にも非常に人格的に魅力があって、尊敬できる人が非常に多いです。これはもう私、自信を持って言えますが、法曹という世界の一つの大きな大きなメリットであると思っております。諸君も、今後必ずや自分が尊敬してやまない先輩、あるいは、同僚、後輩に巡り合うことができると思います。それを楽しみにされるとともに、自分自身が人から巡り合えてよかったなと思われるような立派な法曹に大成しようという抱負を心に描いて、ぜひ今後人間を磨く努力を続けていっていただきたいと思います。

終わりに、諸君がそういう立派な法曹として大成していただきますことを心からお祈り申し上げまして、私の今日のお祝いの言葉とさせていただきます。(拍手)

豊泉 どうも島田先生ありがとうございました。今日は、皆さんがこれから進む道の、私から見ても大先輩である島田先生から大変貴重なお話をいただきました。これから長い人生で皆さんにいろんなことが起こると思います。そういうときに、今日のお話が「あ、こういうことなのか。」と、具体的なものとして理解できるんじゃないかなと思います。ですから、今日のお話を大事に胸の中に入れていただいて、これから直面するであろういろんな問題のときに「島田先生からお話しされたことは、こういうことだったんだな。」と誤りのない判断をする形で今日のお話を受け止めといていただければと思います。島田先生、今日はありがとうございました。(拍手)

司会 それでは、これもちまして法務研究科入学記念講演会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

(日時：平成21年4月1日(水))